

平成 27 年（2015 年）12 月 3 日
政 策 会 議 資 料
環 境 部 環 境 保 全 課

南吹田地域における地下水汚染拡散防止対策の実施について

1 概要

南吹田地域に広がる有機塩素化合物による地下水汚染について、当該地域の北東部において汚染の広がりが認められることから、汚染拡散防止措置を実施するものです。また、周囲の観測井戸より地下水位が低い観測井戸 No.11 周辺に汚染が到達していることを確認したことから、早急に汚染拡散防止対策を実施する必要があると考えます。

汚染拡散防止対策については、市は南吹田の企業と企業の具体的な協力内容を含む合意書を締結し、企業の協力を得て対策を実施する予定ですが、仮に企業と合意に至らなかった場合は、市が単独で汚染拡散防止対策を実施することとし、今後の対応を関係機関と協議していきます。

2 経過

環境部では、南吹田地域に広がる地下水汚染状況について、定期的に地下水質調査を行い、汚染状況を把握しています。

今般、都市計画道路南吹田駅前線工事に伴うライフライン埋設工事に支障を及ぼすおそれが生じたため、観測井戸 No.11 南約 2m の地点に代替え井戸新 No.11 を設置し、本年 8 月から調査を開始したところ、汚染が確認されたことから、水平方向の汚染拡散とともに、懸念していた鉛直方向への汚染の広がりも推察されました。

早急に汚染拡散防止対策を実施するため、南吹田地域の企業とは、具体的な協力内容を含む合意書締結に向けた話し合いを続けてきましたが、未だ締結には至っておりません。

3 現状

(1) 汚染状況

南吹田地域では、1,2-ジクロロエチレンや塩化ビニルモノマーによる地下水汚染が広がっています（別紙 1）。

当該地域の北東部については、特に汚染濃度が高く、これまで汚染が確認されていなかった汚染域北限付近の観測井 No.11, No.34, No.35 等において、汚染物質の検出又は環境基準値超過が確認されています。

(2) 地下水流向及び工事による更なる汚染拡散のおそれ

ア 地下水流向による水平方向の汚染拡散

当該地域の地下水は市の既往調査により、南から北東方向 (No.11 の方向) 及び南から北西方向 (No.50 の方向) に流れていることがわかっています (別紙 2)。このまま対策を執らずに放置した場合、地下水流向に沿って水平方向の汚染拡散が懸念されます。

イ 地下水流向による鉛直方向の汚染拡散

No.11, No.50 の地下水位は、別紙 2 のとおり、周囲に比べ低下しています。特に汚染北東域は汚染濃度が高く、今般、観測井戸 No.11 の代替井戸新 No.11 で汚染が確認されたことにより、鉛直方向への汚染拡散が推察されます。

ウ 工事による汚染拡散

汚染範囲内の工事で第一帯水層以深 (約 10m 以深) の杭を打たれた場合は、垂直方向への汚染拡散についても懸念されます。

(3) 学識経験者のご意見

平成 26 年度 (2014 年度) 第 2 回吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議において、早急に汚染拡散防止対策が必要であるとの御意見をいただいています (別紙 3)。

4 地下水汚染拡散防止対策内容

汚染拡散防止対策の内容は、高濃度汚染域内に揚水井戸 1 本を設置し、汚染地下水導水管を敷設して汚染水を処理装置に圧送して汚染物質を除去するものです (別紙 4)。汚染拡散防止対策に関する実施設計を行った後、対策工事に関する予算計上を行う予定です。

5 南吹田地域の企業の協力内容を含む合意書の締結

現在、市と南吹田地域の企業とは、企業の協力内容を含む合意書締結に向け話し合いを行っていますが、未だ締結には至っておりません。合意書の内容において複数合意に至っていない点があることから、合意書の締結には長期間を要することが予想されます。

6 今後の予定

別紙 5 のとおり。